

衆議院 労働委員会 議録 第四号

平成六年六月九日(木曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 松岡滿壽男君

理事 赤城 德彦君

理事 住 博司君

理事 大石 正光君

理事 岩田 順介君

理事 東 祥三君

加藤 卓二君

中野 寛成君

池田 隆一君

田邊 誠君

坂口 力君

枝野 幸男君

岡崎 宏美君

労働大臣 堀山 邦夫君

出席国務大臣

労働大臣官房長 征矢 紀臣君

労働省職業安定 局長 七瀬 時雄君

労働省職業安定 局長 渡邊 信君

対策部長 渡邊 信君

労働委員会調査 室長 松原 重順君

委員外の出席者

宇佐美 登君

宇佐美 登君
渡海紀三朗君
宇佐美 登君

辞任

宇佐美 登君

同日 辞任

宇佐美 登君
渡海紀三朗君

同月九日

辞任 山元 勉君

奥石 東君

枝野 幸男君

志位 和夫君

補欠選任 山元 勉君

奥石 東君

枝野 幸男君

志位 和夫君

六月八日 同日
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

六月八日 同月七日
介護休暇の早期制度化に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第二二九九号)

六月八日 同(穀田恵一君紹介)(第二二〇〇号)

六月八日 同(佐々木陸海君紹介)(第二二〇一号)

六月八日 同(志位和夫君紹介)(第二二〇二号)

六月八日 同(寺前巣君紹介)(第二二〇三号)

六月八日 同(中島武敏君紹介)(第二二〇四号)

六月八日 同(東中光雄君紹介)(第二二〇五号)

六月八日 同(不破哲三君紹介)(第二二〇六号)

六月八日 同(藤田スミ君紹介)(第二二〇七号)

六月八日 同(古堅実吉君紹介)(第二二〇八号)

六月八日 同(正森成一君紹介)(第二二〇九号)

六月八日 同(松本善明君紹介)(第二二一〇号)

六月八日 同(矢島恒夫君紹介)(第二二一一号)

六月八日 同(山原健一郎君紹介)(第二二一一号)

六月八日 同(吉井英勝君紹介)(第二二二三号)

六月八日 ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願(水井孝信君紹介)(第二二三四号)

六月八日 同(和田貞夫君紹介)(第二二五五号)

六月八日 は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○松岡委員長 これより会議を開きます。内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聽取いたします。鳩山労働大臣。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○鳩山国務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

障害者の雇用の状況を見ますと、障害者の社会参加の基本であるノーマライゼーションの理念が社会に浸透しつつあり、障害者の自立意識の高まりと相まって、雇用されている障害者数は全体として増加しております。しかしながら、障害者の社会参加の指標ともいふべき民間企業の雇用率は一・四一%と、法律で定められた雇用率の一・六%を依然として下回っている状況にあります。

さらに、重度身体障害者、精神薄弱者及び精神障害回復者等を中心として、就職を希望しながら雇用につくことができない障害者が多数存在しております。これらの障害者に対する対策の充実強化が求められているところであります。

このような状況にかんがみますと、引き続き雇用制度の厳正な運用等に努めることが重要であるとともに、昨年三月に政府において策定いたしました障害者対策に関する新長期計画において述

べられているように、重度障害者の雇用の促進及び継続を図るために、生活に密着した地域レベルにおいてきめ細かな職業リハビリテーションを実施することや、通勤、住宅等の職業生活にかかる環境を整備していくことが必要であります。

これらの課題につきましては、障害者雇用審議会におきまして、昨年十月以来御議論いただきましたところ、同年十二月に意見書いただき、法的整備の方向が示されたところであります。政府といたしましては、この意見書に沿って、本法律案を作成して障害者雇用審議会にお諮りし、全会一致の答申をいただいて、ここに提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、支援の業務を適正かつ確実に行なうことができる認める公益法人を市町村レベルにおいて障害者雇用支援センターとして指定することといたしております。この障害者雇用支援センターは、基本的な労働習慣を体得させるための訓練である職業準備訓練を中心として個々の障害者の特性に応じた一貫した支援を行うとともに、地域のボランティアに関する情報を収集整理し、事業主等に対して提供する業務を行うこととしております。また、障害者雇用支援センターに対しては、市町村レベルでのきめ細かな職業リハビリテーションサービスを実施する役割を担うものとしております。

第二に、障害者の処遇の改善等を図るために必要な施設設備の設置整備に対する助成金制度の新設や、通勤、住宅面での助成金制度の充実などにより、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を進めることによって、障害者の雇用の促進及び

遇の改善又は雇用の継続を図るために行う配
置転換又は職種転換に伴い必要となる施設又
は設備の設置又は整備に要する費用に充てる
ための助成金を支給すること。

二の四 身体障害者である労働者を雇用する事

業主又は当該事業主の加入している事業主の
団体に対して、身体障害者である労働者の福
祉の増進を図るために施設の設置又は整備に
要する費用に充てるための助成金を支給する
こと。

第十八条第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 障害者雇用支援センターに対して、身
体障害者の雇用の促進又は継続に係る第九条
の十三第一号に掲げる義務（前号の教育訓練
に該当するものを除く）及び同条第二号か
ら第七号までに掲げる義務に要する費用に充
てるための助成金を支給すること。

第三十六条第二項中「（明治二十九年法律第八
十九号）」を削る。
第八十二条中「障害者職業センター」の下に「、障
害者雇用支援センター」を加える。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行
する。

（罰則に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

（職業能力開発促進法の一部改正）

第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律
第六十四号）の一部を次のように改正する。
第十六条第四項中「第二章第四節」を「第二
章第五節」に改める。

理 由

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、職業生
活における自立を図るために継続的な支援を必要
とする障害者に対し、その職業の安定を図るため
に必要な支援措置を講ずるとともに、障害者の処

遇の改善等を図るために必要となる施設の設置又
は整備に対する助成金の新設等助成金制度を充実
する必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

労働委員会議録第一号中正誤	
ページ	段行誤
一五	二三
一三	二七
我党	等に相まって、等と相まって、
我が党	重要性について、重要性について

平成六年六月二十二日印刷

平成六年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F